

著作権法制に関する基本的課題について
(平成13年12月、審議経過の概要に盛り込まれた事項)

1 法制の基本に関わる検討を必要とする事項

○ 著作権と著作隣接権との関係

現在の著作権制度は、「創作性」に着目した「著作権」(著作者の権利)と、「行為」に着目した「著作隣接権」に分けられているが、現在の制度の基本を変える必要はないか。

○ アクセス権(著作物を「知覚」することに関する許諾権)の創設

知覚行為を著作権の対象とすることの可否・必要性等について、検討する必要があるのではないか。

○ 公衆伝達系統の権利の整理・統合

「公衆伝達」系統の権利には、「公衆への提供」(譲渡、貸与など複製物の占有の移転を伴うもの)や「公衆への提示」(実演、送信など複製物の占有の移転を必ずしも伴わないもの)に関する権利などが含まれるが、「公衆伝達系統の権利」の整理・統合を検討する必要があるのではないか。

○ 権利制限規定全体の在り方

著作権法には種々の「権利制限規定」が置かれているが、権利制限規定の基本的な在り方の問題について、検討する必要があるのではないか。

2 法制の基本と実態の評価・分析とを関連づけて検討を行うことが必要な事項

○ 中古品流通と著作権との関係

中古品の流通をコントロールすることについて、著作権制度による対応の可能性や適切さ等について、検討を行う必要があるのではないか。

○ 映像の著作物の保護の在り方

ゲームソフトの映像など、動く映像の著作物の保護の在り方を検討する必要があるのではないか。

○ 「商業用レコード」という概念の必要性

「商業用レコード以外の音源」は今後とも増加していくものと考えられるため、「商業用レコード」の概念を廃止することを検討する必要があるのではないか。

○ 間接侵害規定の導入の必要性

権利の実効性を確保するため、権利侵害を行う者に対して当該行為の場所や手段を提供する者に関し、著作権法に間接侵害一般に関する規定を導入することの可否・必要性等について、検討する必要があるのではないか。

○ 情報技術の発達に伴う権利侵害に対する救済の在り方

個々の権利侵害行為の把握・立証が困難になってきていることに伴い、侵害を事前に予防する技術を活用する必要性が増大していることから、このような予防技術の回避等を防止するために、今後出現する新たな予防技術の動向も見極めつつ、どのような救済措置を法制度として設けるべきかについて、検討する必要があるのではないか。

3 実際の実務を踏まえて検討することが適当な事項

○ 契約秩序の構築と著作権法の役割

著作権法に、契約に関する特別の規定などがあるが、契約による自助努力などの考え方が普及されていく中で、契約関係に関わる法律の規定の在り方について検討を行う必要があるのではないか。

○ 司法救済制度の見直し

著作権等の侵害に関する司法救済については、情報技術の進展に伴い、著作物等の利用形態の多様化が進むにしたがい、権利侵害行為自体を捕捉・立証することや、損害額を計算・立証することが極めて困難になってきており、著作者等の権利の実効性を確保するためには、司法救済制度の基本的な部分について検討を行う必要があるのではないか。

○ 裁判外紛争処理の在り方

著作権法には、裁判外紛争処理に関して、「あっせん」に関する規定があるが、従来必ずしも有効に活用されていないとの指摘もあり、日本知的財産仲裁センターなどの既存の取組みや、WIPO仲裁・調停センターの状況も踏まえつつ、法制面での対応の必要性等について検討を行う必要があるのではないか。